

家族の縮小と出生の制限

— 家族構成員数の問題序説 —

姫 岡 勤

欧米の先進国においては、家族成員の漸次的縮小は、一つの普遍的な現象であるが、それはいうまでもなく最近にはじまった事象ではなく、かなり以前から続いている事実にはかならない。家族員の減少は、それ自体、家族生活の現実のあらゆる部面に対して根本的な変革を与える重要な因素であるばかりでなく、一国の経済・政治・教育・文化その他、一切の部分に直接または間接に規定する基本的な要素である。個人の幸・不幸も、単にその者の属する家族の大小だけでなく、一国の家族の全般的な大小に直接、密接なかわりをもっている。アメリカにおいて、オグバーンとニムコフが、18人の著名な家族の研究者に対し、『最近における家族の目立った変化¹⁾』をあげることを求めたところ、10人の学者が「大いさの減少」をその解答のうちに含めているが、²⁾ これは数の減少が種々の重要な意味をはらんでいることを考えてのことであろう。家族の大いさの減少を問題にするにあたって、その傾向が最も規則的に表われているアメリカ合衆国をまずとりあげ、その傾向を数字で示そう。

全国的な規模における統計は、センサスの結果を利用するほかはなく、長期間にわたる比較を知るには、家族の大いさではなく、世帯の大いさによらざるをえない。それによれば、1850年以降、10年ごとの世帯（このうちには準世帯 quasi household も含まれている）の大いさの推移は、次表のごとくである。³⁾

第1表 100世帯あたり人員数の変化

年 次	100 世 帯 あたり人員	人員の減少	減 少 率
1850	555		
1860	528	27	4.9
1870	509	19	3.6
1880	504	5	1.0
1890	493	11	2.2
1900	476	17	3.4
1910	454	22	4.6
1920	434	20	4.4
1930	411	23	5.3
1940	377	34	8.3
1950	351	26	6.9

植民地時代における合衆国の家族は、平均8人の子供をもっていたといわれ、子供のない夫婦は風変わりともなされていたといわれる。³⁾ こうした時代はともかくとして、1850年以前についていうと、第1回のセンサスが行われた1790年における平均の世帯人員は5.79人と推計されているから、この年から1950年までの160年間に、一世帯あたり2人以上、正確にいえば2.28人を減じたわけである。前表をみれば、世帯人員の減少の速度は、大体においてだんだん速くなってきている。1950年の3.5人は、世帯の縮小のほとんど極限に近いものであろう。⁴⁾ この

1) W. F. Ogburn and M. F. Nimkoff, Technology and the Changing Family, 1955, p. 4-5.

2) W. F. Ogburn and M. F. Nimkoff, op. cit., p. 99, 第12表による。

3) Ray E. Baber, Marriage and the Family, 1938, p. 511.

4) この点については、のちに触れる。

ようにアメリカ合衆国においては、小世帯への傾向は、はなはだ明白であると結論できる。¹⁾

だが、小世帯化の傾向は明らかであるといっても、このことをもって直ちに小家族化の傾向を主張できないのではないか、また小世帯化の速度と小家族化のそれとのあいだには、遅速のちがひがあるのではないか、一般的にいえば、世帯の大きい年の年代的推移は、どの程度まで家族の大きいのを代表しているのが問題となろう。いうまでもなく家族を問題とするときには、世帯のうちから準世帯と1人世帯を除外しなければならぬ。それとともに親族集団としての家族の員数を確定するには、召使や止宿人、一般的にいつて非親族者を除く必要がある。残念なことにアメリカ合衆国においても、19世紀における家族——世帯ではなく——の大きさを示す全国的な統計は存しない。オグバーンとニムコフはセンサスの資料を基にして、家族の大きい年の年代的推移を推定する興味ある仮説を提示しているが、彼らの到達した結論だけをしるすと、年代がくだるにしたがって、召使や止宿人などの非親族者が世帯中に含まれる割合が急速に減少したと想定されるが、他面、準世帯人口の割合は大きく増加してきているため、家族の大きさは、世帯の大きさよりも減少がゆるやかだったと考えられる。けれどもそれよりも重要なのは、1人世帯の割合の増加であって、この三者を総合すれば、家族の大きい年の減少は、世帯の大きい年の減少よりも、一層ゆるやかであったと考えられる。大ざっぱにいつて、家族の平均の大きさと世帯の平均の大きい年のあいだには、密接な関係があり、後者の年代的变化の動向は、大体において前者のそれを表わしているとみることができる。²⁾

それでは合衆国を例にとった場合、世帯の漸次的縮小の原因は何であろうか。それは多くの複雑な原因にもとづいているが、グリックは次のように要約している。世帯人員の減少は、主として長期にわたる出生率低下傾向の結果ではあったが、死亡率の低下およびその他の要因もあずかって力があつた。工業化と都市化が増大するにつれ、また農業の重要性が減退するにつれて、生活水準があがり、また多くの子供の養育をめぐる態度と価値が大きな変化を受けた。自分の親がもつたよりもより少ない子供をもとうと決意した者の数が増加した。さらに医学および公衆衛生の進歩によって、親の生命が延び、その結果子供が独立して家を去つたのちも、残つた親だけの単独の世帯がふえた。小世帯の割合の増加は、老齡の両親の存在に負うところが大きい。召使や止宿人も、1940年と50年のあいだで急激に減少した。第二次大戦後は、若者の結婚が急増し、こ

1) W. F. Ogburn and M. F. Nimkoff, op. cit., p. 98-99.

2) W. F. Ogburn and M. F. Nimkoff, op. cit., p. 95ff.

家族の平均の大きさに関する正確なデータは、センサスによって1930年から知られる。それによれば1930年4月現在4.04人(世帯では4.11人)、1940年4月現在3.76人(世帯では3.77人)、1950年3月現在3.54人(世帯では3.51人)、1953年4月現在3.53人である。Paul C. Glick, *American Families*, 1957, p. 30, 第17表による。1930, 1940年では、1家族平均人員にくらべて、1世帯平均人員のほうが多いが(0.07人および0.01人)、1950年になると、逆に家族人員のほうが多くなっている(0.03人)。これは1950年における1人世帯の割合が増加したためであると思われる。

れによって親の世帯の大きさが減ずるとともに、小世帯が増加した。¹⁾

このような要因は、単にアメリカだけでなく、ヨーロッパの先進国のすべてにおいて多かれ少なかれ作用していると思われるが、世帯あるいは家族の縮小の第一の規定因素は、出生率の低下に求められるべきであることは間違いない。

出生率の低下は、無意志的な原因にもとづく場合と、有意的な行為の結果である場合に分けられる。無意志的な原因としては、男性または女性の生殖機能の障害あるいは衰退による女性の出産力 *fertility* の減退があげられ、さらに婚姻年齢の上昇ないし未婚者の増加をそのうちに加えても甚だしくは不当でなからう。有意的行為では受胎調節と堕胎が大きな要因となる。

不妊の増加または出産力の減少の問題につき、かつてハーバート・スペンサーは、つぎのような主張をなした。人類の生活が複雑になると、より多くのエネルギーが、新しい生存条件へ自己を適応せしめるために費消され、再生産に残されるエネルギーが少なくなる結果、受胎力は減衰してくるというのである。しかしこのスペンサーの主張は、確固たる科学的根拠の上にたったものではなく、現在では学問的にはほとんど問題にされなくなっている。出産力に直接影響を与える要因としては、女子の労働条件と、性病を主とする病気があげられるけれども、前者に関しては、以前にくらべて現在のほうが、労働時間は短くなり、労働条件が法律によって規制され、賃銀も相対的に上昇し、生活水準が一般的に向上して、女子の労働条件は前よりもずっと改善されているから、出産力により多くの障害を与えられているとは考えられない。病気とくに性病を原因とする不妊の点では、その治療法の画期的な進歩によって、むしろ逆に減少している。要するに「出産力の点において、いちじるしい生物学的変化のないことは一般に承認されている事実である。」²⁾

だが、一方において現代の都市住民のあいだでは、不妊症が増加しているともいわれているけれども、アメリカにおける調査事例からの結果によれば「不妊は既婚女子中3～4%から8～10%より大ではありえず、それは出生率の減退の小部分以上を説明するに足るほど大きくはない」といわれ、³⁾ また2813人の既婚婦人について詳細な研究をなしたフリードマンたちも、妊娠能力の傷害は、合衆国の出生率に僅かしか影響を与えていない、と結論している。⁴⁾

つぎに結婚年齢の上昇の問題に移ろう。それが出産率の低下をもたらすことは確かである。20才で結婚する女性と28才で結婚する女性とでは、その間に子供を産みうる年限に8年の差ができていいる。その上、この8年間は女性にとって甚だ多産的な時期である。というのは最も妊娠力の高い年齢は17才から20才であり、つぎに20才から25才の時期であることが明らかだからである。⁵⁾

1) Paul C. Glick, op. cit., p. 22-23.

2) T. J. Woofter, "Larger or Smaller Families for America?" in *Family, Marriage and Parenthood*, ed. by Howard Becker and Reuben Hill, 1948, p. 747.

3) Warren S. Thompson, *Plenty of People*, 1944, p. 45.

4) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, *Family Planning, Sterility, and Population Growth*, 1959, p. 55.

5) Willystine Goodsell, *Problems of the Family*, 1928, p. 324.

女子の結婚年齢が高くなるにつれて、出生児数が減ずることは、わが国の人口問題研究所が行なった出産力調査（第二次）によっても明らかである。妻の年齢45才以上の夫婦4201組について調べた結果、妻の結婚年齢20才未満の者1夫婦あたりの出生児数は5.70人であるが、20才から24才の者では4.60人、25才から29才の者では3.15人、30才以上の者では0.96人となっている。¹⁾ 全く子供をもたない夫婦の場合も、妻の婚姻年齢の上昇とともに多くなっている。アメリカの白人の場合では、18才以下で結婚するとき、子供なしに終る可能性は、約30分の1であるのに、20才または21才のときは10分の1、27～29才では5分の1以上と推計されている。²⁾ しかし婚姻年齢の差によって出産率に変動の生ずるのは、生物学的な成熟または退化によるよりも、むしろ社会的な要因に、より多くもとづくものと理解すべきである。

女子の晩婚の傾向が、出生率の低下の重要な原因であるという主張がしばしばなされてきた。そしてそれが出生率の低下に何ほどの寄与をなしてきたことは事実であるけれども、少なくとも欧米の先進国では、それが主要な原因でないことも、同時に明らかである。そのことを最も明白に示しているのはアメリカ合衆国の場合である。そこでは出生率の漸次的低下と同時に、婚姻年齢もまたしだいに低下してきている。いま初婚者の中位年齢を示すと次のごとくである。³⁾ アメ

第2表 初婚者の中位年齢

年次	男	女
1890	26.1	22.0
1900	25.9	21.9
1910	25.1	21.6
1920	24.6	21.2
1930	24.3	21.3
1940	24.3	21.5
1947	23.7	20.5
1949	22.7	20.3
1951	22.9	20.4
1953	22.8	20.2
1955	22.7	20.2

リカにおいては、ヨーロッパのいかなる国におけるよりも早く結婚する傾向があり、それは最近においてとくに甚だしくなっているようであって、この傾向に関してデーヴィスはこのようなにしている。「実に合衆国の男子は、セイロンにおける男子よりも、より若くして結婚するのである。1940年では、20～24才の若者の4分の1以上がすでに結婚している。それに反し晩婚であるアイルランドでは、ほんの3%、スイスでは6%にすぎない。」⁴⁾ もし結婚年齢の上昇が出生率の低下の主要な要因であるとする

れば、アメリカでは逆に出生率が上昇していなければならない。しかるに事実とは逆の方向を指し示しているのである。⁵⁾

以上に概観したように、出生率の減退に対して、その無意志的な要因が大きな力をもちえな

- 1) 毎日新聞社人口問題調査会編、日本の人口、昭和29年、254ページ。
- 2) Meyer F. Nimkoff, *Marriage and the Family*, 1947, p. 537.
- 3) Paul C. Glick, op. cit., p. 54, footnote 2.
- 4) Kingsley Davis, "Statistical Perspective on Marriage and Divorce" in *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 272, 1950, p. 14-15.
- 5) アメリカにおけるほど顕著ではないが、フランス、イギリス、イタリア、スウェーデン、ドイツでも、20世紀の初頭から13、4年頃にかけて、結婚年齢の低下と出生率の低下とが平行して起っている。Johannes Müller, *Der Geburtenrückgang*, 1924, S. 43ff.

姫岡：家族の縮小と出生の制限

いとすれば、その原因を有意的なものに求めるほかはなからう。嬰兒殺しは、現在、文明諸国ではきわめて僅かに行われているにすぎないから、これを除外すると、墮胎と避妊が最も重要なものとして浮びあがってくる。周知のように墮胎または人工妊娠中絶は、緩厳の差はあれ、法律によって特定の条件に合致した場合にのみ許されている。一般的にいえば、効果のある避妊法の知識が普及している国では、墮胎が減じつつあると信ずべき十分な理由が存し、墮胎はイギリス・オランダ・フランス・オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ合衆国では減少しているといわれているが、¹⁾ それにもかかわらず避妊の知識の普及と併行して、非合法の墮胎が盛んに行われていることもまた公然の事実である。その数が1年にどのくらいあるかは、もちろんいかなる国でも正確には分らない。アメリカ合衆国についていえば、墮胎の数を推定するための委員会が1955年に設けられ、その報告が出されている。それによると、1年あたり少なく見積って20万、多くみて120万、この二つの極限の数字に100万の差があり、いかにその推計が困難であるかを物語っている。これを出生数に対比すると、3ないし20の出生に対し1の非合法な墮胎が行なわれているわけである。²⁾ 墮胎が出生率の減退に作用していたことが明白に分るのは、ある時期におけるドイツの場合である。そこでは第1次世界大戦後からナチスの政権獲得前にかけて、墮胎が盛んに行なわれ、ベルリンでは出生数を上廻っていたといわれる。ドイツ全体を通ずると、それは出生の2分の1から3分の2に達していたが、1933年にヒットラーが墮胎の禁令を強化するとともに激減し、それにつれて出生率も急に上昇した。³⁾ ドイツおよびイギリスでは非合法の墮胎の研究が比較的綿密になされており、その結果によれば、人口1000人につき3人くらいの割合になると推定されている。合衆国の白人の場合についていえば、トムソンは種々の報告を総合して、非合法の墮胎の数は、既婚者の全妊娠中の3%弱から8%、4%から5%というのが最も妥当なものであらうといっている。⁴⁾

避妊の知識が普及し、それが広く実行に移されている国にあっては、それとならんで非合法な墮胎がひそかに行なわれていることについては、いま述べた事実から明らかに知られる。それが避妊とともに子供の数の制限に大きく作用していることも、同様に推知せられる。非合法の墮胎が家族の大いさといかに関連しているかの点について、ニューヨーク市におけるサンプルにすぎないけれども、興味ある調査がなされている。それによれば、妊娠の度数が増すにつれて、非合法の墮胎の割合も増加している。⁵⁾ わが国の戦後における墮胎は、世界に類例をみないゆるやかな法律規定のために、異常に多数にのぼっているが、このことについてはのちに述べることにする。

西欧諸国および合衆国における出生率の低下、ひいては小数家族化の傾向が、避妊の知識

1) Hannibal G. Duncan, *Race and Population Problems*, 1929, p. 277.

2) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, *op. cit.*, p. 32.

3) 1932年では、人口1000人あたり15.1、1933年では、14.7であったのに、1934年には18.0に上がった。

4) Warren S. Thompson, *Population Problems*, 4th ed., 1953, p. 205.

5) Regine Stix and Frank W. Notestein, *Controlled Fertility*, p. 83; Meyer F. Nimkoff, *op. cit.*, p. 558 における引用を参照。

の普及、その実施に最も大きく負うことは、この問題を研究したすべての学者の一致した見解であるといつて過言ではない。イギリスに例をとれば、同国の出生率は、1871年まで上昇を示していたが、それ以後は落ちはじめ、1876年よりいちじるしい低下の傾向をみせ、1938年では半分以下になってしまっている。イギリスにおいて避妊の方法の知識が広く知れわたるようになったのは、1875年頃からであるとされている。この知識の普及と出生率の落下とは、時期的に一致を示している。¹⁾ それにつれて、1夫婦あたりの子供の出生数も顕著な減少傾向をたどってきた。1862～69年の時期に結婚した女性は、結婚後25年間のうちに平均6.5人の子供をもっていたのに、1925年に結婚した女子は、同じ25年間のあいだに約2.2人の子供しかもっていない。²⁾ 僅か5、60年のあいだに、小数家族化の傾向のテンポがいかに急であったかを如実に示す事実といえよう。

他の国では、両者の相関関係は、イギリスにおけるほどははっきりしていない。産児制限は、フランスで最も早く普及し、1860年頃から盛んに行なわれたが、出生率の下降はその頃から目立った傾向をとりはじめていたわけではなく、その出発点を18世紀にもち、出生統計のととのった19世紀にはいると、その初頭から減退の傾向が数字の上に表われているが、そのテンポは1830年以降早まっている。³⁾ 一般的にいえば、恒常的な出産減退の傾向は、西洋の文明諸国にあっては、19世紀の10年代以降、とくに今世紀にはいつてから、一様に指摘せられる一般的現象となっている。⁴⁾

アメリカ合衆国における出生率の推移をみると、19世紀中は大体30台を維持しつつ漸減しており、20世紀にはいっても、低下の傾向はやはり続き、1902年では28.8であったのに、約30年後の

1) Eva M. Hubback, *The Population of Britain*, 1947, p. 22, 24.

2) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, *op. cit.*, p. 3～5. 1860年頃の結婚者では、5人から9人の子供を生んだ女子は47%、10人またはそれ以上生んだ者が16%もあるのに対し、1925年に結婚した者の場合は、5～9人が11%にすぎず、10人以上の者は1%にも達しない。それと対照的に1人も子供を生まなかったか、2人までの子を生んだ女子は、前者では20%であるのに対し、後者では67%にのぼっている。*ibid.*, p. 4.

3) Léon Rabinowicz, *Le problème de la population en France*, 1929, p. 264 の表参照。また Johannes Müller, *op. cit.*, S. 11.

4) フランスと同じく、早くから落潮をみせているのは、スウェーデンであつて、19世紀初頭からはじまっているが、近代的な出生減退の起点は1860年代であるとされている。

年	次	平均子供数
1875		5.27
1885		3.97
1891		3.97
1901		3.77
1911		3.34
1921		3.08
1931		2.95
1941		2.39
1943		2.41

Johannes Müller, *op. cit.*, S. 11. なお Alva Myrdal, *Nation and Family*, 1954, p. 21, 第3表参照。ドイツでは、フランスはもちろんイギリスよりもずっと遅れ、ミュラーは、1891～1900年に起点を置いている。子供数の年次的減少の傾向がきわめて明白にたどられる国に、オーストラリア（白人）がある。そこではニュージーランドの白人の社会と同じく、産児調節は広く普及している。1夫婦あたりの平均の子供の数を年次的に表示するとつぎのごとくである。Oscar A. Oeser and Samuel B. Hammond, *Social Structure and Personality in a City*, 1954, p. 114, Table 35.

姫岡：家族の縮小と出生の制限

1933年には16.6にまで減少を示している。その後は、小起伏をみせながら、漸増の傾向を示し、1946年以降は20台に回復した（1955年は24.6）。¹⁾

このような出生率の低下の傾向は、既婚婦人の子供の数にはっきり表われている。1910年に45才から49才にあった既婚婦人のうんだ平均の子供の数は4.7人であったが、1955年に同年齢であった者のうんだ子供は、平均2.4人に落ちている。²⁾ 出生率の低下あるいは家族における子供の数の減少が、避妊の実行に一番の原因をもつものであることはいうまでもない。

しからばわが国の場合はどうであろうか。まず国勢調査の結果による全国一般世帯における一世帯あたりの平均人員を示すと、つぎの通りである。国勢調査の年次によって、世帯の定義が異なるから、厳密な意味における比較は不可能であるが、わが国にあっては、大正9年から昭和30

第3表 一普通世帯あたり人員

年	次	一世帯当り人員
大正9年(1920)		4.89
大正14年(1925)		4.88
昭和5年(1930)		4.98
昭和10年(1935)		5.03
昭和15年(1940)		5.00
昭和22年(1947)		4.85
昭和25年(1950)		4.97
昭和30年(1955)		4.97

年までの過去35年のあいだ、一般世帯一世帯あたりの平均人員に、ほとんど変わりをもせていないことが分る。これは欧米の先進国の場合と比較して、一つのいちじるしい相違である。

しからば出生率のほうはどうであろうか。第1回の国勢調査が行なわれた大正9年とそれ以前とをくらべると、前者のほうがかえって高いけれども（大正9年36.1、大正8年55.6）、これは、大正9年以前では帳簿による人口調査によ

っていたため、人口が実際数より過大に見積もられ、その結果出生率のほうが実際より低くなっていたことによるのである。とにかくわが国では、大正9年以後、出生率は低下の傾向に変わり、少生少死の近代の人口現象が明確にみとめられる。³⁾ この出生減退の傾向に、有意的な出生抑制がどれほど寄与しているかは、一つの問題であるが、大正9年と14年を比較すると、その間に42万の出生の減退がみられる。専門家の推定によると、そのうち半分は、有配偶率の低下、すなわち結婚の延期ないし減退に帰せられ、残りの半分は、母の年齢別特殊出生率によって表される出産力自体の減退によるとされている。⁴⁾ わが国では、戦時中はもちろん、戦前においても、社会の一般的風潮は、産児制限に対して好意的ではなかったが、それにもかかわらず、それがとくに都市における知識階級、俸給生活者のあいだでは相当に普及していたことは、人口問題研究所が昭

1) Ruth S. Cavan, *The American Family*, 1955, p. 645-647, Appendix A 参照。

1930年代における出生率がとくに低いのは、この時期が不況期であったがためである。一般に戦後には、出生率の急増が、どこの国でも起こるが、それが下落せずして続いているごく少数の国の一つの例として合衆国があげられる。この現象をいかに説明すべきかについては、Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, op. cit., p. 6ff. 参照。

2) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, op. cit., p. 5.

3) 昭和34年の『人口白書』では、昔の乳幼児死亡統計の不備を考慮にいれると、出生率の低下傾向は、大正9年よりももう少し早く、第一次大戦中から始まっていると考えてよいとみている。人口問題審議会編、人口白書、昭和34年、4ページ。

4) 厚生省人口問題研究所編、現下の人口問題、上巻、35,37ページ。

和15年に行なった出産力調査の結果をみれば明らかである。

第二次大戦後においては、正確な統計の得られる昭和22年から24年にかけて、いわゆる「ベビー・ブーム」によって、出生率は高昇するが、それのおさまった昭和25年からは、急角度をえがいて出生率は低下する。それが主として避妊と人工妊娠中絶の広汎な実施によるものであることはいうまでもない。

避妊の方法がどの程度普及しており、どの程度実行に移されているかについては、もちろん正確なことは分らない。それは中絶とちがって、個人が内密に行なうものだからである。終戦後より現在にかけて、産児制限をめぐる実状調査は、めぼしいものだけをあげても、公私とりまぜ20回以上行なわれている。¹⁾ それらの諸調査より明らかになった避妊の実行率をとってみると、調査年次の差異その他の諸条件を考慮にいれなければならぬとしても、最低8%から最高57%までのへだたりがあり、この種の調査によって真実をつかむことが、いかにむづかしいかを示している。

いま、この種の調査のうち最も権威あるものとされている毎日新聞社人口問題調査会による調査の結果をごく簡単にしるそう。それは昭和25年、27年、30年、32年、34年の5回にわたり、全国的規模で行なわれたものであるが、まず避妊経験の普及度についてみると、既往の実行者も含めて、第1回は29.1%、第2回は40.2%、第3回は52.5%、第4回は56.5%、第5回は62.7%を示し、その普及速度は速く、9年間のうちに二倍以上になっている。つぎに現在実行率を地域別にうかがうと、第1回では、六大都市23.7%、その他の市部23.6%、郡部17.4%であったが、第5回では、それぞれ47.0%、43.0%、39.9%となっており、郡部における急速な普及が目にとまり、市部・郡部間の差の縮まってきたことが注目される。現在の実行率を職業別（夫のみ）にみたとき、昭和32年の調査では、自由業者（48.9%）、給料生活者（48.8%）、商工業者（37.1%）、労働者（34.7%）、農漁業者（31.0%）であって、この順位は、以前の調査でも大体変わらないが、第1回の調査の結果に対比すると、農漁業者および労働者における最近の急速な普及が指摘せられる。第5回の調査では、一そう細かな職業別が試みられており、それによると、単純労働者が最低（27.8%）である。経験者と学歴の関係では、教育程度の高いほど、経験者の割合が増していることは、毎回変わりはないけれども、その差異のはばは、明白に縮小の傾向を示している。以上5回の調査の結果によって、昭和25年から34年にいたる既往9年間における避妊の普及度をごく大ざっぱに概括すると、妻の年齢50才未満の夫婦中、昭和25年では約5分の1、27年では約4分の1、30年では約3分の1、32年、34年では約5分の2が、現に避妊を実行していることが分る。

これを外国における場合、たとえば合衆国におけるこの問題を含む調査の結果と比較してみよう。たとえば1941年に実施せられたインディアナ市調査研究では、現在および過去において避妊

1) 篠崎信男、「家族計画10年の実態推移とその分析」,人口問題研究所年報,第1号,昭和31年,56ページ参照。

の実行者は91.5%に及んでいる。しかしこれは大都市の白人のプロテスタントのみについての数字である点を考慮にいれなければならない。だが、フリードマンその他によって最近、全国的規模（白人のみ）で調査せられた報告によっても、実行者は89%であり、不実行者のうち、将来に実行を予定しているもの、および不妊者その他を考慮にいれると、妊娠障害者を除けば、避妊の意図は、その時期を別にすれば、合衆国の白人にほとんど普遍的であるといっても過言でないといわれている。¹⁾ これをわが国の場合と比較すれば、その間に相当の開きがみられるけれども、避妊の社会的承認とその知識の公開が、最近のことである点を考えると、その普及の速度はかなり早いといつてよからう。そしてそれが出生率の減退にどの程度寄与しているかは正確には明らかでないとしても、大きな影響を与えていることは自明のことである。²⁾

わが国の戦後における出生率の急激な低下が、避妊の知識とともに、合法的な堕胎の盛行によるものであることも周知の事実である。堕胎に何ら制限を設けず、それを自由に認めている国は、現在いかなる法治国にも見出せないが、その制限がきわめてゆるやかである点において、わが国の法律は他に類例をみない。堕胎に関する現行法は、昭和27年5月に改正実施されたものであるが、この優生保護法では、それは人工妊娠中絶と呼ばれて、その制限規定は大巾に緩和せられた。すなわち同法第14条1第4項に「妊娠の継続、分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するもの」は、本人および配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行なうことができる。この条文において問題となるのは、経済的理由から判定してもよいとなっている点である。この判定は、最初は優生保護審査会の審査によったが、現行法では全く医師にまかされている。したがって実際の状況をみると、堕胎は事実上自由になったといつてよいほどである。では実際にどれくらい人工妊娠中絶が母体保護の理由で行なわれているかといえ、医師の報告によって判明した数は、昭和24年では24万余であつて、それは同年の出生数に対し9%であつたが、その後年々増加して、昭和30年では、117万余に達し、その後は実数こそ減少しているが、全出生数に対する割合は増して、昭和32年では、実に72%にも及んでいる。しかもこの数字は、医師によって報告せられたものだけであつて、それ以外の非合法の堕胎を加えると、昭和28

1) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, op. cit., p. 61 ff.

2) 日本を除けば、極東において産児制限が国家の指導者によって承認され奨励されているのは、インドと中国だけである。両国とも、インドネシアやフィリピンにおけるように、回教やカトリック教によって反対されるという事情は存しない。インドでは第一次5カ年計画および第二次5カ年計画において、計画産児の運動がとりあげられているが、資金の不足のため、運動はきわめて微弱であり、都市における教育ある上層階級のあいだで実行されているにすぎない。しかし、その知識を得たいという希望者の多いことは、数次の実地調査—小規模のものではあるが—から分っている。中国では、最近における人口動態の調査の結果によって、毎年的人口増加が予想以上に多く、1300万ないし1500万人にのぼることが判明し、人口問題の重要性が、国家の指導者によって痛感され、避妊の普及が真剣にとりあげられるにいたつた。しかし中国では、マルサスの理論に反対する立場をとっているため、母性の保護と子供の教育の機会の提供ということが、この運動を進めるための理論的旗印とされている。だが、インドと中国の両国では、まだこの運動が、出生率の減退にまで影響するにいたっていない。極東の他の諸国、インドネシア、ビルマ、タイ、マラヤ、フィリピン、パキスタン、朝鮮などでは、計画産児の問題は、論議のそとにあり、依然として出生率、死亡率ともに高い。唯一の例外は、死亡率の急激な減退を達成したセイロンだけである。極東における人口事情については、Warren S. Thompson, *Population and Progress in the Far East*, 1959. を参照。

年において、180万から230万（合法的な中絶数は100万）に達するだろうと推定されている。¹⁾ その数の大きさには驚くべきものがある。一般的にいえば、出産抑制の意図が存しながら、効果的な避妊法の知識を欠き、それを十分に利用しえない国にあっては、墮胎に頼る傾向がみられるものであるが、わが国はまさにそれにあたる。避妊の失敗を人工妊娠中絶によって始末する者が多く、毎日新聞社の調査（昭和34年）によれば、墮胎の経験者は、被調査者の35%に及んでおり、無回答者のうちにも、経験者が少なからず含まれていることが推測される。それを考慮にいれると30~50%のところにあるとみられる。しかもそれが避妊の経験者に格段に高い数値を示している点をみれば、墮胎と避妊とが相互に代替関係にあることが分る。²⁾ 効果的な避妊の知識が普及すれば、墮胎は当然減少するものと予測できるが、今日までのところ、最近における出生率の低下に対しては、避妊よりもむしろ墮胎のほうが、より大きく寄与してきたと考えてよいようである。

出生率の低下ないし家族における子供の数の減少——後者では死亡率その他の要因を考慮にいれなければならないが——は、欧米の諸国では、主として避妊、最近のわが国では、避妊と人工妊娠中絶によることを述べたが、これは自明の事実であるといってよい。しかしながら、避妊の方法は、子の数の制限を可能ならしめる手段であって、原因そのものではない。原因はこの種の手段の採用を規定する条件のうちに求められねばならない。ある者は避妊の方法を採用して実施にうつし、ある者はそれを拒否する。そこでこうした行為の選択を決定する各人の動機が第一に問題になるだろう。産児制限に関する種々の調査において、しばしば問われるのはこれである。それは通例、避妊に対する賛否の理由を述べるという形式で、さらに実行者および不実行者に対し、実行または不実行の理由をあげるという形式で、答が求められている。だが、産児制限の原因を明らかにするには、個人の主観的な動機についての解答だけで満足してはならない。原因は個人の動機のうちにあるのではなくして、動機を規定する客観的な社会的諸条件のうちにそれを求めなければならない。そしてこの諸条件との関連において動機をかえりみる必要があるだろう。

何らかの理由から子供の数を制限しようとする人類の希望は、原始の時代から存するし、現存の未開民族にも広く見出される。しかし妊娠の予防という方法によって、こうした希望を達成することが広く行なわれるようになったのは、いうまでもなく、その安価な、かつ効果的な方法が知られるようになった近代以後のことである。それ以前の時代においては、また現在の未開民族のあいだでは、妊娠の予防ではなく、それ以後、主として胎児または生児に対する処置によって制限の目的を達してきた。墮胎および嬰兒殺しがそれである。³⁾ 近代における産児調節はそれ

1) Irene B. Taeuber, *The Population of Japan*, 1958, p. 276r.

2) 「毎日新聞社人口問題調査会の産児調節に関する第5回世論調査」, 人口問題研究, 第77号, 昭和34年, 83ページ。

3) 未開民族における墮胎の問題は, George Devereux, *A Study of Abortion in Primitive Societies*, 1955. において精細に考察されている。

と質を異にした現象である。以前の時代における制限は、欲望のままの無計画の産児を、おもに経済的窮乏にせまられてやむをえず人為的にへらすということであった。いわば他律的な制限にはかならず、自由な意志による計画的な産児ではなかった。人口学者トムソンは、前世紀あるいはそれ以前からの、産児の制限にもとづく出生率の急激な低下を可能ならしめた伏在的な要因として知的自由の成長を強調する。ヨーロッパにおける18世紀以来の自由の精神が、科学の発達とそれを生活条件の改善に適用することを可能にした。そして人々は自己の福祉にとって重要な事柄をみずから制御しようという自覚と自信をもつようになる。人間の幸福の問題を、偏見をまじえずに考慮するという自由な態度が近代的な産児制限の主体的な基礎的状况となっている。それとともに、科学を生産に適用することによって、生産力は急激に発展した。それにとまなう生活条件のいちじるしい改善に、衛生・医学の発達に加わって、死亡率の低下がもたらされた。自由な思考態度を獲得した人々が、高い出生率と低い死亡率が招来する結果を真剣に考慮したのは当然である。妊娠の速度をゆるめる手段が発見されるや否や、それが現行の道德的価値にいちじるしく反しない限り、出生率が低下しはじめるのは自然である。要するに、思想の自由と実験に好都合な風潮、およびそれにとまなう生活水準の向上が、家族制限を急速かつ広汎に採用せしめるはなはだ重要な要因であった、というのである。¹⁾

トムソンその他多くの学者が指摘しているように、家族の計画的制限の実行は、人々が自己の社会的地位を維持し、あるいは向上させようとする意図と深く関連している。すでに高い社会的地位を占めている者は、その地位の低下を防ぎつつ、それを子孫に伝えようとする。一方、自分の現在の社会的地位に満足していない者は、その向上に不断の努力を重ねるであろう。こうした努力に実を結ばしめるには、子供の数の多少が大いに関係してくる。子供の少ないほうが、社会的地位の保持や生活水準の向上にとって有利であることが明白である社会的条件がますます増大してきた。もちろんこのことは、職業によって違うであろう。都市と農村の差別出産力の大きな原因の一つは、子供の経済的価値の相違に求められるだろう。農家にあっては、農業そのもの、および家事労働の面で、子供の手助けを必要とし、またそれを受けうる仕事がたくさんあり、子と一緒に働きながら、将来農民に仕上げるための職業的指導を行なうことができる。子供は労働力の補助ないし補給という点からみて、小さい時から経済的な価値をなしている。それに反して都会における非農業的職業にあっては、このような労働力としての子の価値は、きわめて少ないばかりでなく、明らかに子は消費の増大をもたらす。以前のように、貧困者のあいだに一般的であった家計補助のための年少労働は、法律によって禁止されるにいたり、また拡大家族(*extended family*)が減少して、核的家族(*nuclear family*)が増加するにつれて、子の成人後における親との共同生活が期待されず、したがって将来における子供の経済的寄与をあてにすることもできない。また非農業的職業にあっては、子の将来の職業のための訓練は、特殊の職業の場合を除いては、家庭において不可能であるばかりでなく、都会におけるはげしい競争場裡にあって、自分

1) Warren S. Thompson, *Population Problems*, p. 215-217.

の子供を有利な出発点に立たすには、なるべく高い教育を受けさせることが必要な条件をなすが、このことは多子家庭では望めないことである。

このように一般に農家と非農家とでは、子の経済的価値が異なり、前者では、いわばまだ経済的資産——それはだんだん小さくなってきている——であるのに対し、後者では経済的な負債となる。都市生活では、個人主義の進展とともに、各自の生活水準の向上ないし維持に対する関心がきわめて強い。そして生活水準を高めるためには、自己の職業活動に献身的な努力を傾けることを必要とするが、そのためには、妨げとなりがちに幼小な家族成員の数を制限しなければならない。また大部分の家庭では、収入は緩慢な増加しか期待できず、生活水準の維持または向上を図るには、子の数を抑制するという消極的な方法をとるほかはない。子の増加は、ただちに生活水準の低下をもたらすからである。¹⁾

都市と農村の家族における産児制限の実行率の相違は、いま述べたごとく、両者における子の経済的価値の違いによるところが大きいけれども、農家における子供の高い経済的価値といっても、それは都市における非農家の場合と対照したときに、相対的にいわれるにすぎず、現実においては、両者のあいだの差異はいちじるしく縮まりつつある。農業そのものが機械化され、また農業経営に必要な不足労働力を雇用労働に頼る傾向が増し、同時に家事の機械化によって、それに必要な労働量が少なくなるにつれ、労働力の補給を家族員の増加に求める必要が減じてくる。そしてむしろ子供の数の制限が、都市におけると同様に要請されるようになる。農家における産児制限の急速な普及は、世界的にみて、このような諸条件に由来するものであろう。『子供は貧乏人の富』であるという格言は、貧乏人のあいだはもちろんのこと、一番子供を必要とした農家においてもはや妥当しないのである。経済的にみれば、子は“Kindersegen”（子宝）であるどころか、“Kinderlast”（子厄介）となり、そうみなされる傾向が、すべての階層、あらゆる職業に広まりつつある。²⁾

社会的地位の向上の可能性が存在する社会は、いうまでもなく個人の地位が帰属(ascriptio)または世襲によってではなく、業績(attainment)によって決定される競争的个人主義(competitive individualism)を原則とする社会であるが、子の増加が社会的地位の向上の阻害または下落の要因となり、またそうみなされていることは、一面からみれば、現実においては、垂直的な移動性に制約の存することを表わしている。そのことを最もよく示しているのは、教育程度の高い中産階級が、子女の増加に一番神経質であり、産児制限にきわめて熱心であることである。

1) アメリカにおける場合を例にとると、都会で子供を養育するには莫大な費用がかかる。教育費のほかに、医者や歯科医への支払、住宅費の増加、子供の娯楽費のための大きな出費など、ある高名な統計学者の計算によると、一人の子供を18才まで育てあげるのに、2,500ドルの収入の家庭では、約7,000ドル支払わなければならない。Ray E. Baber, op. cit., p. 516.

2) 「アメリカの経済体制においては一切の消費のうち最もぜいたくなものは、子と母のそれ、すなわち非生産性のぜいたくである」とすら極言する学者がある。

第二に、都市的な経済的諸条件の進展と直接に関連する事実として、婦人、とくに主婦の独自の職業活動の機会の増加、またはその必要の増大という社会的条件があげられるであろう。最近において、有夫婦人に対する雇用の機会がいちじるしく増加してきているのは合衆国であるが、そこでの年次の推移をみると、働く婦人のうち、夫をもつ者は、1890年では13.9%にすぎなかったのに、1940年では36.4%と二倍以上ふえ、1950年では52.0%と半数以上になっている。¹⁾ また学齢期(6~17才)の子供をもつ母の36%は、何らかの職についている。²⁾ 合衆国は有夫婦人の雇用率が、現在最も高い国ではあるが、他の国の場合をみても、15才から60才までの有夫婦人中、イギリスでは24.5% (1951年)、フランスでは23.7% (1951年)、スウェーデンでも16.4% (1950年)が就職している。³⁾ 欧米の先進国においては、いかに多くの既婚婦人が、家庭外での職業に従事しているかが、この数字によって明白であろう。

既婚婦人が職業についている動機は、以前とちがって現在では、家計補助の経済的必要や、生活水準の向上の欲求という理由だけでは説明できないといわれている。そのほかに交友を求めるためとか、現在の職業が自分の才能を発揮できる適職であるためとか、また経済的な独立を得るためとか、いろいろの要因が見出され、かつこれらが個人の動機のうちに共存している。⁴⁾ だが、こうした主観的動機は何であろうとも、その背後に、既婚者に対する雇用の機会の増大と、家庭外での就職を可能にする家庭的諸条件の生成を認めなければならないであろう。改めていうまでもなく、妻の就職をはばむ第一の家庭的要因は、母親の世話を必要とする幼ない子供の存在である。したがって妻に対する雇用の機会が存在する場合、就職のため、あるいはすでについている職業を続けるために、産児の制限を行ない、またその間隔を適切ならしめようとする傾向が増すのは必然的であろう。

第三に、両性の平等と子の人格の尊重の観念の高まりがあげられるであろう。妻の地位が向上し、その自覚と自己主張が強くなるにつれて、出産に関する妻の意志が一そう重んぜられるようになる。無計画な多産によって一番犠牲を負ってきたのは、いうまでもなく母親であったが、その地位の低いあいだは、出産に関しての妻の意見の表明はさしひかれざるをえなかった。しかしその地位が高まり、自覚が増すにつれて、妻の意向は計画的な出産と制限に傾くのが当然である。

多産によって苦しむのは、母親だけでなく、子供もまた大きな犠牲者である。あるいは彼らこ

1) W. F. Ogburn and M. F. Nimkoff, op. cit., p. 145; Alva Myrdal and Viola Klein, *Women's Two Roles: Home and Work*, 1956, p. 59, Table 14. 1950年では、全職業婦人中、有夫者は52%を占め、独身者の32%より多く、残りの15%が未亡人および離婚者である。こうした有夫者の雇用の激増は、一部は戦後における婚姻率の上昇と結婚年齢の低下にもとづくものと解せられる。

2) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, op. cit., p. 137.

3) Alva Myrdal and Viola Klein, op. cit., p. 59, Table 15. スウェーデンの場合は、20才から60才までの有夫者中のパーセントである。イギリス、フランスと同じ規準によると、合衆国は27.5% (1950年)で、一番高率である。

4) Alva Myrdal and Viola Klein, op. cit., p. 86.

そ最大の被害者であるといつてよい。大ぜいの同胞がいるために、十分な養育の世話を受けえず、高い教育の機会にも恵まれない。それどころか親の収入の不足を補うために、早くから職業につくことを余儀なくされる。そのためにかえて、生涯低い社会的地位にとどまらなければならない。子の数を制限することによって、養育の世話を十分にし、有利な就職条件を与えようとする親の念願は、子の人格に対する尊重の意志から発しているといふことができよう。

第四に、個人主義の伸張があげられる。家族における個人主義は、家族主義 (Familism) の反対概念である。家族主義にあっては、たとえ個々の家族成員の自由と幸福を犠牲にすることはあつても、まず第一に全体としての家族の繁栄がめざされるが、個人主義の立場では、その逆に家族成員それぞれの自由の伸張と幸福の達成が第一次的に追求せられる。それは他者の意志と人格の尊重を含むからして、第三にあげた両性の平等と子の人格の尊重も、家族における個人主義の一つの表われであるとみることもできよう。家族における個人主義は、とくに母の権利と自由の主張に最も強く表われるであろう。というのは従来、家族主義のために、自己の自由を大きく放棄せざるをえなかつたのは母親だからである。産児の数と間隔を計画的にすることによって、母親の自由な活動の分野は大いに広がるであろう。1941年に行なわれたアメリカ合衆国での世論調査の結果によれば、『夫婦がより多くの子供をもたない主要な理由は何だと考えますか』という質問に対する答えとしてあげられたもののうち、一番多いのは「経済的重圧」であるが (57%)、つぎに位するのは、「自由の妨げ」であつた (20%)。¹⁾ 同じくアメリカにおける最近の調査では、「家族の制限の考えに賛成する理由」として、妻があげているのは、(1) 経済的・財政的理由、(2) 健康、(3) 子供の十分な世話、(4) 幸福な家族生活の四つの項目であつて、他にいろんな理由が賛成の理由として述べられているにしても、理由の全部の86%は、この四つの項目のうちに包括されるものであつた。²⁾ この種の問題に関する意見調査は、普通予想されているより真実の表明をうることが困難であつて、表明された理由が、はたして真の動機を如実に表わしているかは疑問であるとしても、「幸福な家族生活」をば、希望するだけの子供数と望みの間隔によって達成しようとする考え方は、近代的な家族的個人主義にもとづく妻の新しい生活態度を表明するものであろう。アルヴァ・ミュルダルは、スウェーデンにおける状況に関し、都市化の進展につれて労働時間と余暇時間が明確に分化し、しかも余暇時間が家庭外でのレクリエーションその他の活動についやされる傾向が多くなつた点をとくに指摘している。ドライブ、ピクニックなど、家族そろつての共同の娯楽も盛んであるが、レクリエーションの分化にともなつて、世代間の興味の違いも大きくなり、また夫婦同伴のレクリエーション (映画・ダンス・クラブなど) の機会がふえているばかりか、妻がいろんな市民活動に参加することが、デモクラシーの進展のための義務とすら考えられている。このような場合に、幼ない子供の存在が母親の行動の自由の

1) Hadley Cantril and Mildred Strunk, *ed.*, *Public Opinion 1935-1946*, 1951, p.43.

2) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, *op. cit.*, p. 168. この四つの理由は、表明された意見の多い順である。

大きな妨げとなるというのである。¹⁾ 同様の事情は、単にスウェーデンだけでなく、欧米の先進国においても一般的であろう。²⁾

毎日新聞社の全国調査の結果によってわが国の場合をみると、「避妊をはじめた理由」の質問に対する答えとしてあげられたものは、昭和25年の第1回の調査においては、(1)経済上の必要のため、(2)子供の健康や教育のため、(3)母体の健康のため、(4)生活を楽しむため、という四つの動機が大部分を占め、被質問者がチェックした理由の多少も1から4の順序であった。この結果をさきにあげたアメリカの場合と比較したとき、両者ともに類似の四つの理由に集約されること、また大体その順序もよく似ていることに気づくが、両者をこまかく分析すれば、同時に相違の存することが判明する。それはとくに母体の健康の項目においてははっきりしている。わが国の場合、資料の関係上、昭和25年の第1回調査ではなく、同じく毎日新聞社によって行なわれた昭和32年の第4回の調査をとりあげよう。³⁾ この年度では、「子供の健康や教育のため」とい理由が省かれていたから、経済と母体の健康と生活の享樂の三つが大きな理由としてあげられているが、「母体の健康」という理由にチェックした被質問者(妻)を地域的に分けると、六大都市が41.3%、その他の市部が44.3%、郡部が47.5%となっている。すなわち郡部の居住者において最高であり、六大都市の居住者が最低を示している。このことは本多氏も指摘しているように、農家の妻の労働のきびしさを物語るものであって、妊娠中といえども労働を軽減することがなかなかむつかしく、また出産後も十分静養することができず、実際に健康をそこなおそれをもつ郡部の妻の心情を表わしているとみられる。わが国の農村の妻の労働のはげしさに比較すれば、アメリカの女性の労働は、問題とするに足りないように思われる。それにもかかわらず、「母体の健康」を理由にあげる者の少なくないのは、それに対する過度の心配と、この理由をあげるほうが、他の理由を述べるより一そう「容易」であることによるのであろう。同様のことは、わが国の場合にもみられる。さきの調査では、「母体の健康」を理由にした者の夫を職業別にわけると、給料生活者が最も多く(47.9%)、つぎに商工業者(45.2%)、農漁業者(43.6%)であり、労働者が最低である(38.5%)。いうまでもなく「母体の健康」に対する配慮の強さは、健康をそこなう危険の大きさに対応するものではないけれども、そうした危険が最も少ないと考えられる職業者の妻において、かえって「母体の健康」を理由にしている者の割合が大きいのは、「生活の享樂」の理由をあげることをはばかった者が少なくなかったことによるものと解される。このようにみると、わが国においても、「個人主義」的な観念が、戦後相当に浸潤してき

1) Alva Myrdal, op. cit., p. 56-57.

2) フランスでの世論調査(1939年6月)における『フランスで出生率が低下している原因は何であると思いますか』という問いに対する答えのうち、最も多かったのは、「若い人々の利己心」であった。オーストラリアで行なわれた世論調査(1944年, 5, 6月)でも「利己心・快樂の追求」が第一位(28%)となっている。しかし同年の8, 9月の調査では、この理由は第二位(31%)で、第一位は「不十分な収入・経済的不安定」(37%)の理由であるが、その差は僅かである。Hadley Cantril and Mildred Strunk, op. cit., p. 43, 44.

3) 本多静雄, 前掲書, 39—40ページ。

ているものと考えてよいであろう。

第五に、宗教信仰の退潮が指摘できよう。一般に宗教は新しい思想・運動に対して批判的な態度をとり、それを抑止する方向に動くのが常態であるが、出生の人為的抑制の圧倒的な傾向に対面して、各宗教は多かれ少なかれ妥協的な態度をとらないわけにはいかなかった。そのうちにあつて、産児制限に対し否定の態度を堅持しているのは、周知のように、ローマ・カトリック教だけであるといつてよい。カトリック教の公式の見解では、出産調節は自然に反し、また邪悪であるから、いかなる理由があろうと許さるべきではないというのである。しかし「安全期間」を考慮しての禁欲による調節にも反対するのではなく、それを許容するにいたつた。¹⁾ カトリック教国であるフランスが、最も早くから出産の抑制が実行され、それが最も広く行きわたっている国の一つであることは、皮肉な事実ではあるが、西洋において産児制限に積極的に反対する者の大部分は、カトリック教信者であることもまた、否定できない事実である。合衆国における実態調査の結果によると、家族制限に反対する妻の大部分(90%)は、宗教上の理由によつていゝのであつて、そのうちには旧教徒のみならず、新教徒も含まれていた。²⁾ わが国の場合をみると、宗教の見地から反対を表明する者は、毎日新聞社の世論調査によれば、昭和27年の調査では6.9%、昭和32年の調査では5.7%、昭和34年の調査では、5.2%であつた。³⁾ それを信教別にみると、女子に関する限り、カトリック教を含むキリスト教が、他の宗教よりも、避妊に対する賛成者が多く、反対者が最小となっている。⁴⁾ この事実は予想を裏切るものともいえようが、これは一般にキリスト教信者の学歴が、他宗教の信者のそれよりも高いということによつて説明できよう。就学年数と避妊に対する賛成の態度とは、いかなる国にあつても正比例の關係にあり、とくにわが国のように、産児調節の考えが、それほど一般化していないところにあつては、学歴による相違が大きいのである。このことを裏からいへば、出生の人為的制限に対する宗教信仰の規定力は、それほど大きくはないということを示している。一般に思想の世俗化は、近代社会における一つのいぢるしい特色であり、都市化の進展とともに、この傾向はますます増大しつつある。信仰の退潮につれて、避妊に対する積極的な反対の態度は、急速に減少していると考えられる。

以上において、出生の人為的制限の考えに作用する社会的要因のうち、重要と思われるものについて述べてきたが、これを要するにそうした考えは、都市化の進展とともに、より顕著になるということができよう。このことは今さら実証を必要としない明白な事実ではあるが、都鄙の差別出産力を比較したとき、大ていの先進文明国にあつては、出産力が地域の人口数に逆比例の關

1) Ray E. Baber, op. cit., p. 527-528. 避妊に対する宗教家の反対意見は、つぎの四つに要約できる。

(1) 産児調節は自然に反する。すなわち創生主に対する故意の非協力を表わすものである。(2) それは予想的な殺人である。すなわち生存の権利をもつ無数の赤子の生命を奪うものといえる。(3) 結婚關係を墮落させる。愛を性欲に代え、結婚を合法的な売春に変える。(4) 青年を墮落させる。結婚前の性關係に乱婚を招来する。Ray E. Baber, ibid., p. 526.

2) Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, op. cit., p. 170.

3) 「毎日新聞社人口問題調査会の産児調節に関する第5回世論調査」, 前掲書, 71ページ, 表9。

4) 毎日新聞社人口問題調査会編, 日本の人口, 昭和29年, 283ページ, 第10表。

姫岡：家族の縮小と出生の制限

係を示していることに表われている。¹⁾ わが国の場合はどうかというと、昭和25年における人口階級別市町村の標準化出生率はつぎの表のごとくである。²⁾ 人口数の大小と出生率の高低とは逆

第4表 人口階級別市町村の標準化出生率

	昭25	昭10	昭5
全 国	25.1	31.1	32.4
10万≤	20.5	22.6	23.0
4～10万	23.2	24.8	25.2
2～4万	25.2	27.7	28.1
1～2万	27.2	31.3	31.9
1万>	28.0	37.4	37.8

比例をなし、この関係は昭和5年をとっても昭和10年をとっても変わらないけれども、都鄙間の出生率の格差が縮まってきていることが注目される。すなわち昭和25年と昭和5年を比較してみると、昭和5年では、10万以上の都市と1万以下の村における出生率の差は14.8もあるのに対し、昭和25年では、その差7.5にすぎない。昭和30年の国勢調査の結果にもとづく数字と比較すれば、その差はさらに小さくなっていることであろう。

産児制限の実行が、郡部人口または農漁業者のあいだに、最近、急速に広まりつつあることは、さきにあげた毎日新聞社の世論調査の結果によって明らかであるが、少子家族への欲求が、単に市部の給料生活者ばかりでなく、農村人口のあいだにも浸潤していることは、同じ調査に明白に示されている。何人を理想の子供数と考えるかという問いに対し、昭和25年では三子と答える者が最も多かったが、昭和27年には二子のところに移り、昭和32年、昭和34年の調査では、二子とする者の数は非常にふえている。³⁾ そして注目すべきことは、理想の子供数の点では、郡部と市部、夫の職業の違いにかかわらず、その差がきわめてわずかになってきていることである。少子家族への欲求は、最近において、わが国のあらゆる地方、すべての階層に一般化しつつあるようである。

わが国において、二人の子女が一番希望せられているからといって、実際に二子家族が将来最も多くなるだろうと想定することは早計であろう。理想と現実とのあいだには、常にくいちがいが存する。たとえ二人を理想として堅持していても、いろいろの条件によって、その理想の実現は困難となる。とくに農村においては、それをばむ要因が多い。産児制限に関する知識を獲得

1) たとえば合衆国における人口数別地域と出生率の関係については、Otis Dudley Duncan and Albert J. Reiss, *Social Characteristics of Urban and Rural Communities*; 1950, 1956, p. 50, Table 6 参照。

2) 上田正夫、「わが国人口再生産力の地域構造に関する研究」、人口問題研究所年報、第1号、昭和31年度、7ページ、表2。

3) 昭和24年に行なわれた国立世論研究所による全国調査では、3人が一番多く(46.5%)、二位が4人、三位が5人以上であった。とくに農村では、5人以上を望む者が22%も存した。アメリカ合衆国の場合をみると、世論調査の結果では、1941年では二子が最も多く、平均は3.0人であるが、1945年では、三子が第一位で、平均は3.3人とふえ、1955年では、四子が最多を占め、平均は3.4人とさらにふえている。2人、3人、4人が圧倒的に多いことは、いずれの年次でも変わりはないが、わが国の場合とは逆に、2人という最少に近い子供を理想とする者の数がへってきていることが注目される。このような意見の変動は、何にもとづくかはむつかしい問題であるが、戦後における繁栄のため、子供の扶養の余裕ができたことが、最も大きな要因としてあげられるであろう。Ronald Freedman, Pascal K. Whelpton, Arthur A. Campbell, op. cit., p. 223.

する便宜に恵まれることが少なく、その実行に必要な物資の入手が容易でなく、また実行をひかえさせる家庭的条件も少なくない。したがって現実には、理想に描く子供数よりも多い子女をもつ傾向があらわれるであろう。

こうした直接の要因のほかに、わが国の農村に特有な社会的諸条件を考えなければならぬことはいうまでもない。避妊の知識が普及し、その実行が勧奨されている現在においてよりも、そうした知識が一部の知識層だけのものであり、その実行に反対する世論が支配的であった戦前におけるほうが、出産力からみて、農業者とそれ以外の職業の者との差が大きかった。人口問題研究所が昭和15年に行なった第一次出産力調査では、一夫婦あたり出生児数は、平均4.64人であるのに対し、農業者はカード階級について最も多く4.98人を示し、一般俸給生活者の4.10人に比し、0.88人の差があった。¹⁾ これは調査当時、妻が妊娠可能期間を経過した夫婦に関する実績であって、被調査者の結婚は、明治44年から大正8年までのものであった。昭和27年に実施された第二次調査でも、妻の年齢が45才以上の夫婦の一夫婦あたり平均の出生児数は、農林漁業者が最も多く5.06人であって、最低の俸給生活者の場合の3.57人に比し、1.49人の差がみられる。²⁾ さらに昭和32年の第三次出産力調査から、妻の結婚年齢30才未満である夫婦が一生のうちに平均して何人の出生児数をもつかを推計した数字を引用すると、農業者は3.5人となり、それは事務労働者の2.1人にくらべて、やはり1.4人多い。³⁾ 戦後における農業者の出産力の収縮率は、筋肉労働者の場合よりもむしろ大きいのであるが、戦前と同様、平均の出生児数においては、農林漁業者が最高であって、「農民的多産」は他の職業群との比較のうえでは、依然として持続しているといえることができる。

都市住民と農村住民の差別出産力の一般的な原因については、さきに概略述べたが、ここでは問題をわが国の農業者の場合にかぎって、一そう具体的に、「農民的多産」の社会的な諸条件を考えてみよう。

第一は、わが国の農業経営の基本的な特殊性である。この点からみて、まずあげられることは、農業が家族の労働力を根幹として経営せられるということである。すなわち雇用労働を主とする資本主義的農業経営は、わが国ではまだ発達していない。このことから、家族成員がまず労働力として考えられる傾向が生じる。機械力の利用が進んでいないわが国では、農業経営に必要な家族労働力の確保は、絶対に欠くことのできない条件となっている。そうした点から、結婚もまた、労働力の増加の面から考えられがちで、嫁は重要な労働力であるから、相対的に非農業者にくらべて早婚が望まれる。若い年齢での結婚から、より多くの子女が生まれることは、一般的に確立した事実である。さらに前にもいったように、農家では、子供が補助労働力として有用で

1) 岡崎文規、「出産力調査結果の概説」、人口問題研究、第1巻7号、昭和15年、6ページ。

2) 人口問題研究所、「第2次（昭和27年）出産力調査の速報」、人口問題研究所研究資料、第87号、昭和28年、12ページ。

3) 「毎日新聞社人口問題調査会の産児調節に関する第5回世論調査」、前掲書、14ページ、表8。人口問題審議会編、人口白書、昭和34年、100ページ、第43表。

あることが大きく作用する。都市にくらべて、一般的に消費水準ならびに文化水準の低い農村では、育児に要する費用がずっと少なくすむだけでなく、¹⁾ 住居の面での障害を考慮する必要はあまりない。子女の教育に対する熱心さと必要度において、非農業者にくらべて劣っている農業者では、教育のための費用を配慮することも少ない。このように経済的には、補助労働力としてプラスの面が存するばかりではなく、マイナスの面が少なくすむといえる。家族労働力を根幹とする家族的農業経営にあっては、経営耕地面積が大きくなるにつれて、より多くの家族成員を必要とすることはいうまでもなく、実際、わが国では、両者は正比例の関係を示しているが、家族成員の数ではなく、出産力においても、農家の階層によって差別がみられる。すなわち概括的にいえば、農家階層が上位であるほど、出生児数は多くなる傾向をもち、村全体としてみれば、富裕村においてより多産である。²⁾ 上層農家に多産なのは、経済的にみて余裕があり、かつ下層よりもより多くの労働力を必要とするからであるが、農民の多産を説明するには、単に経済面だけの考察では足りない。

第二に、わが国特有の家族制度による作用が大きい。いうまでもなく伝統的な家族制度は、都市よりも農村において、一そう支配的であった。わが国の家族制度は、「家」を重視し、その永続と繁栄をめざすものであるが、戦前においては、こうした考えが、国家の体制のあり方、家族的国家観によって強い支持をうけていた点に特徴があった。古い家族制度にあっては、個人の幸福、個々の家族成員の意志よりも、全体としての「家」の栄え、伝統的な「家」の意志を重んじるのであるから、この点からいっても、個人の人格の尊重をたてまえとする産児調節の基本的な観念に背を向けている。そして「家」の繁栄の一つの重要な表われとして、同じ祖先より分れた、また本家を中心とする多くの分家の存在を重視する。子供の出産をもって「家」の繁栄の具体的な実現とみなして、それを祝福する考えは、古くから伝承されている。とくに農村の上層階級にあっては、本家がより多くの分家とともに大きな同族を形成することは、村における支配的な地位を確保するために必要であった。同じ先祖からの多くの分れをもつ家は、本家の場合はもちろんのこと、分家であっても、それぞれの地位を高めることになる。

「家」の重視は、祖先崇拜と結びついている。「子なきは去る」といわれ、実際にそれが離婚の理由とせられる例が少なくなかったのは周知の事実であり、先祖の祭りをなす後継ぎをもうけることは、「家」の継続にとって絶対の必要事であるが、それ以上に、先祖はできるだけ多くの子孫によって供養せられることを喜ぶと考えられている。こうした点からも多子が奨励されてきたのである。

1) 戦後の調査ではあるが、都市の公務員世帯と農家世帯の純育児費を比較すると、前者は後者の二倍近く要している。皆川勇一、「社会階級別育児費調査報告」、人口問題研究所研究資料、第93号、昭和29年、27ページ。

2) この点は人口問題研究所の出産力調査によって実証されているが、ほかに野尻重雄、農民離村の研究、400ページ以下参照。なお、戦後の階層別出産力は、ややちがった傾向をみせはじめ、中層農家が下層農家よりも低い出生率を示している地域が出現している。林茂、「出生率高低の社会的要因に関する一考察」、人口問題研究、第9巻、3、4号、昭和28年、参照。

伝統的な家族主義の立場では、道徳的には親に対する子の孝行を強調し、老後において親が子の世話と養いを受けるのは、当然のことだと考えられている。戦前、社会保障の制度がないにひとしく、また一般的に生活水準の低いわが国では、親は老後、子供に頼らずしては生活できなかった。親を養う義務は、いうまでもなく第一に、親と同居する相続者にあったが、親の立場からいえば、相続者以外にも、より多くの頼むべき子供のあるほうが心強く、また実際に助けにもなる。このような心情と事情が、多くの子を育てる労苦のささえとなり、同時に多産への傾向を進めてきた。

つぎに家族の構成の面から問題を考察しよう。農村には、都市にくらべて直系家族の割合が多い。核的家族にあっては、多子の場合、母親はその養育の世話に困るのであるが、直系家族では祖母がいるため、嫁は農作業のため家に不在がちであったり、多くの幼児の世話に手がまわらないときでも、祖母を頼りにすることができる。また親子夫婦が同居する直系家族では、親夫婦の意志が子夫婦の行動の自由を制約し、子夫婦が出産制限を考慮したとしても、この考えをおしつぶしがちであろう。一般に保守的な親の伝統的な思想が、進歩的な傾向をとろうとする子夫婦を足ぶみさせるのである。

第三に、わが国の農村に一般的な保守的傾向ないし、国家権力に対する順応の考えの普及があげられるであろう。このことは、欧米の先進国においても、同様に指摘されることであろうが、わが国では都鄙間のへだたりがとくに大きいようである。わが国の産児制限運動は、大正8、9年頃から始められたとされているが、大正11年におけるサンガー夫人の第一回の来朝の際にも、政府当局によってはげしい干渉が行なわれ、支那事変が始まる頃より産制運動に対する弾圧はますますはげしくなり、それは太平洋戦争の終結の時まで続いた。このような政府当局の反対政策に対して、農村人のほうが、都会人に比して一そう順応的であり、産児制限を悪事とみなす一般的风潮が深く浸みわたっていた。こうした考え方が、農村における高出産率を大いに助長したことは疑いなかろう。

最後に、産児制限の実行には、それに対する知識と、実行に必要な用具の入手を必要とするが、それらを獲得する条件は、わが国の場合、農村は都市にくらべて非常に悪い。毎日新聞社の調査によれば、そうした知識の普及に圧倒的な力をもっているのは雑誌であるけれども、いうまでもなく雑誌の普及度は、都会のほうがはるかに高い。また用具の入手の点でも、農村のほうがずっと困難である。人口問題研究所が、昭和24年に、東北三県を主とし、ほかに岡山県と埼玉県の小町村を加えた1町34カ村における産児制限の実施状況を調べた結果によると、鉄道沿線の交通の便利な大都市および小都市を文化中心地と仮定したとき、それに近いほど実行率が高く、それより遠ざかるにつれて、その率がしだいに減じていた。¹⁾ このように文化的中心よりの距離の大小と避妊の実行率の高低とは、反比例の関係を示しているが、この点を主眼として調査地域を選

1) 篠崎信男、「東北、関東、中国地方の農村漁村に於ける産児調節実態調査結果報告」、人口問題研究、第7巻3号、昭和26年。

姫岡：家族の縮小と出生の制限

定して行なわれた同じく人口問題研究所の東京都を中心とする1市4町村における調査の結果をみても、この傾向が実証されている。¹⁾ わが国の場合、狭い国土にかかわらず、種々のコミュニケーションに接する度合に、まだ大きな差異があり、それが避妊の普及度に作用する大きな条件となっていることが分るのである。わが国の都鄙の差別出産力を説明するには、以上にあげた要因のほかに、まだ多くのものを考慮にいれなければならないであろう。ここには単に基本的なものをあげたにすぎない。

家族構成員数の問題を全般的に論じようとして、その縮小の一つの要因である出生の人為的制限の問題——それもその一部——にしか及びえなかった。残された問題については、他日を期したい。

1) 篠崎信男、「東京近郊市町村の産児調節普及の実状」，人口問題研究，第8巻，3，4号，昭和28年。